

健発0508第4号  
令和5年5月8日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の  
資質向上推進事業の実施について

日頃より、厚生労働行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

40歳以上の医療保険加入者に対して実施している特定健康診査及び特定保健指導では、科学的知見に基づく健診・保健指導を実施するために、特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象とした「健診・保健指導の研修ガイドライン」を策定し、関係団体による研修が実施されてきたところです。

今般、特定健康診査・特定保健指導に係る第4期特定健康診査等実施計画が令和6年度から開始されることに合わせて「健診・保健指導の研修ガイドライン（令和6年度版）」が策定されたことを踏まえ、「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱」を別添のとおり改正しましたので通知します。

各地方公共団体においては、本通知に基づいた健診・保健指導担当者の育成研修の実施について御協力をお願いします。

本通知は令和6年4月1日から適用します。これに伴い、平成30年2月16日付け健発第0216第6号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」は、令和6年3月31日をもって廃止します。